

診療記録の開示について

診療記録開示のご案内

シャローム病院では、個人情報保護法(法律第57号)ならびに医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成16年12月24日、厚生労働省)に則り、診療記録の開示を行っております。

診療記録の開示とは、患者さま等の求めに応じ、診療記録を閲覧に供すること、又は診療記録の写しを交付すること、又は診療記録の画像コピーによる提供とし、

①診療記録の写し

②診療記録の開示

の方法により、具体的な状況に即した適切な方法により行っております。

開示を申請することができる方

1. 患者本人(原則として満15歳以上の方)
2. 患者本人の法定代理人
3. 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
4. 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる方
5. 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる方
6. 遺族及び遺族の法定代理人

開示の申請方法

1. 受付窓口にて診療記録開示を求める旨をお申し出ください。
 2. 担当者より診療記録開示に関する説明を行い「診療記録等開示請求書」をお渡し致します。
 3. 開示申請申込時には、身分証明書等の確認をさせていただきます。
(ご本人以外の場合は戸籍謄本の確認もさせていただきます。)
 4. 患者さまよりご記入頂いた「診療記録等開示請求書」をお預かりしてから概ね 30 日以内を要します。
 5. 開示手続きが整いましたら、担当者より開示の日時のご連絡をさしあげ、回答書を郵送いたします。
(診療記録開示・写しは実費が発生いたします。)
- ※患者さま本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合や、第三者の利益を害する恐れがある場合には提供申請に応じられないことがあります。ご了承ください。

診療記録の開示に要する費用

項目	詳細	料金
開示基本料	一律	3,300 円
1.閲覧のみ	30 分につき	3,300 円
2.診療録等コピー手数料	白黒 1 枚につき	22 円
	カラー 1 枚につき	110 円
3.レントゲンコピー	CD-R 1 枚につき	1,100 円

- ※開示基本料 3,300 円に申請者をご希望される 1.2.3 の項目の金額が加算されます。
(例: 診療録コピー(白黒 10 枚)の場合 ⇒ 3,300 円 + 220 円)
- ※閲覧は 30 分を超えるごとに加算となります。
(例: 閲覧 1 時間の場合 ⇒ 3,300 円 + 3,300 円 + 3,300 円)

開示に関するお問い合わせ先

〒355-0005 埼玉県東松山市大字松山 1496
医療法人社団シャローム シャローム病院 医事課
電話：0493-25-2979